

〔本因坊家略紀〕上長谷川知仙

倅知仙冥加の爲と存付、先の石立一冊、二ツ三ツ四ツ五ツ迄の石立一冊、二通りにいたし、其外作り物等を拵へ、宮様○東山皇子へ差上る、然所近代此石立何方より出候哉、賣本の様になり、先の石立の方には何者の仕業やらん、きぬふるひと名付、多しれぬ序を書、又一通りの石立の方は、追加と名付、奥書に宮様の仰に依て、道知指圖して、知仙筆を染しと有之なり、跡方もなきもの也、此二通りの石立、道知はまかとも見もせぬ事なり、我等○石井若き時の事にて、宮様へ差上候作物、手傳して押遣せしなり、依之此譯能まれり、道知が拵へ、知仙が筆を染しと奥書に有之の大なる空言也、道知が存寄と、知仙が存寄とは何程か遠べし、日を同じふして語がたし、道知が存寄にて拵たるにあらず、知仙我一存にて拵し石立なり、昔道策百番碁と申て、いまだ道策流を立不申前、拵し石立百番ながら皆古流なり、是より外道策も拵し石立は無之、名人因碩も角定石と申一通、石配と申て一通、是より外因碩も不拵、作物は數を不知拵し也、因碩作しつくりもの、凡人のおよぶ所にあらず、道知拵し石立と申は、四拾番の石立と申て、先十番、二ツ十番、三ツ十番、四ツ十番、是を四十番碁と申也、道知も是より外拵し石立なし、道策因碩道知此三人拵し石立、序も奥書も無之、知仙拵宮様へ差上候石立にも、序も奥書も無之、然を多しれぬ序を書跡かたもなき奥書を書て、知らぬ人の心を迷わするものなるゆへ、序ながら爰に記す、

○按ズルニ、碁經ノ書頗ル多シ、今其二三ヲ録シテ、他ハ省略ニ從フ、

圍碁之弊

〔徒然草〕上圍碁雙六好てあかし暮す人は、四重五逆にもまされる惡事とぞおもふと、或聖の申し事、耳にとゞまりていみじく覺え侍る、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一よき友をもとめべきは、手習學文の友也、惡友をのぞくべきは、碁、將碁、笛、尺八の友也、是はしらすとも耻にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたづらに光陰を送ら